

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	敬老乗車証条例の一部改正条例の実施中止		
要 旨	<p>敬老乗車証は、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とするもので、生きがい対策として創設された。2005年度に負担金が導入されたが、一部民間バスにも適用され、乗換え自由の制度として高齢者の病院通い、ボランティア活動、交流、社会参加など多面的な市民生活を支えている。また、外出による健康保持や経済効果、車利用を控える環境効果などがあり、市民の宝となっている。</p> <p>ところが、京都市は行財政改革計画に従って敬老乗車証制度を3点にわたる制度改悪（①利用者負担を3～4.5倍に引上げ、②交付開始年齢を75歳に引上げ、③総所得700万円以上は対象外）を強行し、2022年9月の更新時からの適用を開始しようとしている。</p> <p>利用者負担が3倍にもなれば、家庭の負担が激増し、利用がしにくくなる。交付年齢が75歳となれば、健康なときに高齢者の社会参加やボランティア活動ができにくくなり、生きがいを損なわれる。700万円以上の市民を除外することは、市民間の溝を作り、新たな相互不信を生みかねない。しかも、この決定に至る経過を見ても、利用者の声もまともに聴かず、市民的検討もされていない。</p> <p>ついては、敬老乗車証条例の一部を改正する条例の実施を中止し、以前の制度を継続することを願う。</p>		
受理年月日	令和4年5月17日	回付委員会	教育福祉委員会

受理番号	陳 情 者
2871	
2872	

2 8 7 3	
2 8 7 4	
2 8 7 5	
2 8 7 6	
2 8 7 7	
2 8 7 8	
2 8 7 9	
2 8 8 0	
2 8 8 1	
2 8 8 2	
2 8 8 3	

2 8 8 4	
2 8 8 5	
2 8 8 6	
2 8 8 7	
2 8 8 8	
2 8 8 9	
2 8 9 0	
2 8 9 1	
2 8 9 2	
2 8 9 3	
2 8 9 4	

2 8 9 5	
2 8 9 6	
2 8 9 7	
2 8 9 8	
2 8 9 9	
2 9 0 0	
2 9 0 1	
2 9 0 2	
2 9 0 3	
2 9 0 4	
2 9 0 5	

2 9 0 6	
2 9 0 7	